



ブラック企業が社会問題に!!

最近、「ブラック企業」が大きな社会問題になっていく。「代わりはいくらでもいる」と若者を“使いつぶす”問題企業だ。パワハラや、超低賃金にもかかわらず長時間労働・サービス残業が大きな特徴だ。労働規制の緩和が続けられてきた結果、低待遇の非正規労働者が増え、ひどい会社でもしがみつかざるをえない状況が広がっている。世論の高まりのなか厚労省も重い腰を上げ、2013年9月にはブラック企業調査を実施。対象の82%で何らかの労働基準法違反があることを明らかにした。ブラック企業退場へ力を合わせよう。



ホワイトリボンキャンペーン



「ブラック企業をなくす」=「ホワイト企業を増やそう」という思いから、ホワイトリボンバッジをつくりました。これを付けて「NO! ブラック企業」をアピールしてください！ 詳しくはこちら→

こんな企業にご注意を

こんな会社に入社したら、消耗品のように働かされる恐れがあります。
一つでも引っかかったら他も確認してみよう !!



1 労働時間と給与の関係があいまい

「月30万円保証(残業込)」なんて表示は要注意。一日〇時間勤務・週休〇日、月給〇〇万円などがはっきりしていないと、その通りもらえるか怪しい！

2 明らかに多すぎる採用人数

会社の規模と採用人数の比率が他と比べて高い場合、辞めている可能性が高い！

やめる人員
込みで
多くとってるって
こと

3 聞こえのいい言葉ばかりの求人広告

「夢」「感動」「やる気」？業務内容よりも「やりがい」、最近はやりの「やりがい詐欺」ってやつですか？

4 本採用までの期間が長い

いつになつたら正規になるの



「紹介予定派遣」「トライアル雇用」などの求人で採用されたけれど、何年たっても正規になれないと正規になるの

5 短期間で管理職になることを要求する

管理職にして会社は働かせ放題？責任・ノルマは増えるのに、残業代は出さずとも合法、会社からすればコストカット。

6 疑問や反対意見を口にできない

その会社、労働組合はありますか？「疑問や反対意見を口にできない」「誰もモノが言えない」ということも…



パートやアルバイトでも有給休暇は取得できます

あなたがとれる年次有給休暇

いまの事業所で、あなたは… → どのくらいの期間働いていますか？

1週間に働く時間は？	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月
30時間以上の方	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満の方	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
1週間の勤務日数は？	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	2日	3日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	1日	2日	2日	3日	3日	3日

これだけは
知つといで

有給休暇を取ったことによる不利益取扱いは禁止されています。



労働者の権利は法律で守られています

最低賃金を下回る賃金は違法です

最低賃金(最賃)を下回る賃金は法律違反です。違反した賃金は無効となり、少なくとも最低賃金の金額を支払わなくてはいけません。

今最も賃金は地域間格差が200円以上もあります。

私たちは最賃を全国一律にすること

1000円以上にすることを求めています。



各都道府県の最低賃金はこちら
または各県労働局HPへ



ブラック企業から身を守る4つの方法

1

自分を責めない

「努力が足りない」などといって自己責任にしてしまうのがブラック企業。

2

労働契約書は大切に保管

給料や労働時間、期間などの労働条件は文書で明示、就業規則は誰でも見えるところに置くことが労働基準法で義務付けられている。トラブル防止のためにも労働契約書は大切に保存して。

3

記録が多いほど武器になる

パワハラ、セクハラにあったら、いつ、どこで、何を言われたのかメモや録音で残そう。出退勤時間の記録は大事。会社のタイムカード以外にも、手帳のメモやPCのログイン記録、PC画面のスクリーンショットなども未払い残業代を請求するとき証拠になる。

4

あきらめないで労働組合に相談する

ひとりでブラック企業に立ち向かうのは無理なこと。労働組合は正規でも、非正規でも、ひとりでも加入できます。あきらめないで！

労働相談ホットライン 相談無料・秘密厳守

0120-378-060

あなたの街の労働相談センターにつながります



残業時間には割増賃金がつきます

労働時間は1日8時間・週40時間労働、休日は最低週1日が原則です。これ以上働いたら時間外労働として割増賃金の支払いを求めましょう。

休憩時間は…

(労働時間に対して)

休憩	6時間以上	45分
8時間以上	60分	
1週間	1日以上	

時間外、休日および深夜の割増賃金表

時間外労働①	1日8時間を超えた分	25%以上
時間外労働②	1カ月の残業時間が60時間超 (ただし、中小企業は当分の間、猶予)	50%以上
深夜労働	午後10時～翌午前5時	25%以上
休日労働	法定休日労働	35%以上
時間外労働が深夜に及んだ場合		50%以上
休日労働が深夜に及んだ場合		60%以上

割増賃金はすべての労働者に適用されます。



おかしいと思つたら
相談して！

バイトでもパートでもいきなりクビを切ることは違法です

使用者の勝手な解雇は無効です。合理的な理由があつても解雇の場合は30日前に解雇予告をおこなうか、解雇予告手当(平均賃金の30日分以上)の支払いが必要です。会社が経営難で整理解雇する場合も以下の4要件すべてを満たさなければその解雇は無効です。

整理解雇の4要件

- 1 高度の経営危機
- 2 解雇回避のための相当の努力
- 3 人選基準が合理的
- 4 労働者や労働組合への説明努力

解雇の制限

- 1 業務上の疾病による休業時間
およびその後30日間
- 2 産前産後休暇およびその後30日間
- 3 退職の勧奨にあたって、対象を
男女のいずれかのみとすること

好き嫌いで
クビ切りは
できません

労働組合の結成や加入、組合員であること
を理由とする解雇は労働組合法で禁止さ
れています。

安倍政権の成長戦略は、

武器輸出やカジノ、原発など金もうけのためなら何だってあり。雇用では「ブラック企業」が社会問題化しているのに、労働法の規制をゆるめて、ブラックな働き方を全企業に広げようとしている。アベノミクス・ノーの声が強まっている。政治家・財界の勝手を許すな。



残業代ゼロですか？

「何時間働いても残業代は払わない」こんなことが合法化されそう。年収1000万円以上の労働者に限ると言つているが、一部にでも許したら全体に広がってしまう。



ヒラ社員全員、派遣ってことも

派遣自由化がたくらまれている。どんな仕事でも正社員でなくなり、ブラック企業が蔓延することに！



全労連

全国労働組合総連合

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F

■TEL (03)5842-5611 ■FAX (03)5842-5620

■URL : <http://www.zenren.gr.jp/>

■Twitter : @zenren

全労連

検索